

広島県告示第五百三十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年八月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

神石郡神石高原町、三次市（君田町・布野町・作木町・吉舎町・三良坂町・三和町）、尾道市（御調町・向島町）、三原市（久井町）、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町

二 対象となる特定計量器

ひょう量一トン以上の大型はかり

三 検査の実施時期

令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで

四 実施場所

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会